

○富士見市放射線量測定機器貸出要綱

平成23年12月2日

告示第358号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が身近な生活環境等の放射線量を把握するため、市が所有する放射線量測定機器（以下「測定機器」という。）を市民等に貸し出すについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 測定機器の貸出しの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市内に事務所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) その他市内に固定資産を有し、又は賃借している個人及び法人その他の団体

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする場合は、貸出しの対象としない。

(貸出日時等)

第3条 測定機器の貸出日時は、富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する日を除いた日の月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、次項の規定により連続した期間において測定機器を貸し出す場合にあっては、この限りでない。

2 測定機器を連続して貸し出すことができる期間は、7日を限度とする。

(貸出台数)

第4条 測定機器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第5条 測定機器の貸出料は、無料とする。

(貸出申請)

第6条 測定機器の貸出しを受けようとする者は、富士見市放射線量測定機器貸出申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請に当たっては、運転免許証、個人番号カードその他申請者本人であることを確認することができる書類を提示しなければならない。

3 第2条第2号の規定による個人及び法人その他の団体として申請する場合は、前

項に規定するもののほか、市内に事務所を有することを確認することができる書類を提示しなければならない。

4 第2条第3号の規定による個人及び法人その他の団体として申請する場合は、第2項及び前項に規定するもののほか、固定資産を有し、又は賃借していることを確認することができる書類を提示しなければならない。

(貸出許可)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、当該申請者に測定機器を貸し出すものとする。

(借受者の責務)

第8条 測定機器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該測定機器を第三者に譲渡し、転貸し、又は利用させてはならない。

2 借受者は、借り受けた測定機器を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(測定機器の返納)

第9条 借受者は、測定機器の使用を終了したときは、速やかに当該測定機器を返納し、市長の検査を受けなければならない。

(データの提供)

第10条 市長は、借受者に対し、測定値等のデータの提供を求めることができる。

附 則

この告示は、平成23年12月2日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第474号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(富士見市放射線量測定機器貸出要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の富士見市放射線量測定機器貸出要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年3月22日告示第95号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第157号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月27日告示第486号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年1月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の富士見市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第2条の規定による改正前の富士見市放射線量測定機器貸出要綱、第3条の規定による改正前の富士見市マスクットキャラクターデザインの使用に関する要綱、第4条の規定による改正前の富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱、第5条の規定による改正前の富士見市地域まちづくり協議会認定要綱、第6条の規定による改正前の富士見市協働事業提案制度実施要綱、第7条の規定による改正前の富士見市徘徊高齢者等ステッカー配布事業実施要綱及び第8条の規定による改正前の富士見市成年後見人等に係る報酬助成要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式（第6条関係）

富士見市放射線量測定機器貸出申請書

年　月　日

(宛先) 富士見市長

申請者 住所
(法人その他の団体の場合は所在地)
氏名
(法人その他の団体の場合はその法人等の名称及び代表者名)
電話番号 — —

次のとおり空間放射線量の測定を行いたいので、放射線量測定機器の貸出しを申請します。
なお、貸出しを受けた測定機器の使用に当たっては、注意事項を厳守いたします。

測定予定地点名及び所在地	(名称) (所在地) 富士見市
測定予定地点の詳細	
貸出期間	年　月　日 () ~ 年　月　日 ()
注意事項	1 測定機器は、富士見市内で使用すること。 2 測定機器の返却は、期限を必ず守ること。 3 測定機器の返却時の動作確認検査の立会いをすること。 4 測定機器を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うこと（市長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。）。

本人確認	運転免許証・個人番号カード・その他 ()	
機器番号	1 · 2 · 3 · 4 · 5	確認者
返却確認	年　月　日 () 午前・午後　時　分	確認者

